

標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本市では、平成24年度に策定した「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）」に基づき、老朽管の更新及び耐震化を進めてきた。

しかしながら、同計画の策定から10年以上が経過する中、全国各地で大規模地震が相次いで発生し、甚大な被害が生じていることから、ライフラインとしての水道施設の強靱化の重要性は一層高まっている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、最新の技術基準や指針類等を反映し、より実効性の高い耐震化及び更新の方針を再構築するため、「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）」の改定を行うものである。

また、この整備事業では10億円以上の費用を要することが見込まれるため、新規事業採択時評価も併せて実施する。なお、今回の業務には、計画に必要な地質調査を含む。

- | |
|--|
| ①既存管路の地震被害想定
②管路耐震化計画・更新計画
③管網計算
④新規事業採択時評価 |
|--|

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、沖縄市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- ア、着手届（工程表、業務内訳書）
- イ、管理技術者及び照査技術者、担当技術者届
（経歴書、実務経験証明書、雇用関係証明書、免許等）
- ウ、業務計画書
- エ、業務完了報告書（完了届）
- オ、引渡書（納品書）
- カ、業務出来高届
- キ、その他発注者が要求する書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理・照査技術者及び技術者

- （1）受注者は、管理・照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- （2）管理技術者は技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道）の資格を有する者とする。
- （3）照査技術者は技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道）の資格を有する者とする。

1.10 業務計画書

受注者は、業務委託実施に先立ち、本業務にかかる業務の書類、内容、問題点、その対処方法及び作業工程等をまとめ、業務計画書として提出しなければならない。

1.11 業務報告

受注者は、受託業務遂行に当たり、調査内容等について常時担当者と連絡を密にすると共に、月ごとに工程の進捗状況報告書を提出すること。

1.12 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.13 成果品の審査及び納品

- （1）受注者は、成果品完成後に発注者の審査をうけなければならない。
- （2）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- （3）業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。但し、引渡し後（会計検査を含む）においても発注者からの要請があれば、異議なくこれに協力するものとする。
- （4）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.14 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.15 参考資料の貸与

業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.16 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.17 証明書の交付

業務の実施に当たって必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

1.19 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けた場合は、誠意をもって、この内容を遅延なく報告しなければならない。

第2章 調査・計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、事業の施工、施設の維持管理、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅延なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分な協議打合せの後、施工するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は対象施設と周辺状況について十分な調査を行わなければならない。

2.4 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在および内容を確認したうえで、収集しなければならない。

2.5 実測調査

実測調査は、調査結果が解析に正しく反映されるような適切に行うものとする。調査に先立ち調査計画を策定し、係員の承諾を受けなければならない。

第3章 設計

3.1 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指定する図書および本仕様書「第6章 準拠すべき図書」に基づき、発注者と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

3.2 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

3.3 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.4 事業計画図書等の確認

受託者は、「第2章 調査・計画」の各項の調査等と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書、竣工図書等の確認をしなければならない。

第4章 照査

4.1 照査の目的

受託者は、調査・計画・設計図書に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために照査を行わなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を行うため、相当な技術経験を有する照査技術者を選任しなければならない。

4.3 照査事項

照査員は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を行わなければならない。

- （1）基本条件等の内容等について
- （2）管路耐震化計画・更新計画、事業評価書について
- （3）成果品内容について

第5章 提出図書

5.1 提出図書

設計項目	成果品項目	提出部数
業務報告書	① 管路耐震化計画・更新計画 ② 事業評価書	各2部
成果品データ	CD-R 1部（電子データは原データ及びPDF形式）	1式
その他	・委員会など各種業務に必要な資料 ・地質調査報告書 ・その他協議議事録等	

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ・水道法、水道法施行令、水道法施行規則
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道施設更新指針（日本水道協会）
- ・水道施設機能診断マニュアル（水道技術研究センター）
- ・水道の耐震化計画等策定指針（厚生労働省健康局水道課）

- ・重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き（厚生労働省）
- ・水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き
（国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課）
- ・水道事業の費用対効果分析マニュアル（国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課）
- ・水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目（国土交通省）
- ・地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則
- ・その他指示する図書

6.2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。